

ミツヒロニュース



給与所得の源泉徴収票 令和2年分から変更

給与の受給者に対して交付する「給与所得の源泉徴収票」。税制改正により、令和2年分から新しくなりました。今回は、この新しい源泉徴収票について、記載の留意点をご案内します。

特に、新しい源泉徴収票を用いて年末調整対象外である退職者へ交付する源泉徴収票の作成時には、改正前の寡婦、特別の寡婦又は寡夫に該当する場合の記載もれに注意しましょう。

【受給者交付用（ひな型）】

令和 年分 **給与所得の源泉徴収票**

[受給者氏名]	[姓]			[氏名]			[住所]			[電話番号]					
給与支払者	税務又は住所	種類	支給金額	給与所得控除後の金額 ①	所得控除の合計額	源泉徴収控除額	支払総額	支払総額	支払総額	支払総額	支払総額	支払総額			
[源泉控除対象配偶者の有無等] [配偶者(特別控除)の有無] [控除対象扶養親族の有無] [配偶者(特別控除)の有無] [控除対象扶養親族の有無] [配偶者(特別控除)の有無] [控除対象扶養親族の有無]															
社会保険料等の金額			円	生命保険料控除額			円	地震保険料の控除額			円	住宅借入金等特別控除の額			円
④ 給与所得以外の所得の合計額 全労働者の給与所得以外の金額 [1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12]															
配偶者の氏名			[氏名]	配偶者の住所			[住所]	配偶者の生年月日			[年月日]	配偶者の所得控除の額			[金額]
扶養親族の氏名			[氏名]	扶養親族の住所			[住所]	扶養親族の生年月日			[年月日]	扶養親族の所得控除の額			[金額]
本人の障害者			[障害者]	本人の障害者			[障害者]	本人の障害者			[障害者]	本人の障害者			[金額]
中絶歴・遺精			[中絶歴]	中絶歴・遺精			[中絶歴]	中絶歴・遺精			[中絶歴]	中絶歴・遺精			[金額]
支払者			[住所(税務) または所在地]	支払者			[住所]	支払者			[住所]	支払者			[金額]

(※) 受給者交付用のため、個人番号の記載欄はありません。

① 給与所得控除後の金額



年末調整対象者に対して記載する、給与所得控除後の金額欄について、所得金額調整控除の創設により、所得金額調整控除の適用がある場合に、その額を加味した給与所得控除後の金額を記載する欄へと変わりました。

所得金額調整控除	年収850万円超で一定の要件に該当する場合は、年収（上限1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得から控除
-----------------	--

【参考：給与所得控除の改正（令和2年～）】

- ・ 給与所得控除額について、一律10万円引下げ
- ・ 給与所得控除の上限額を195万円へ引下げ（改正前は220万円）
- ・ 給与所得控除の上限額を適用する年収が850万円へ引下げ（改正前は1,000万円以下）

(次頁へつづく)

② 基礎控除の額・所得金額調整控除額

配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
		基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円

年末調整で適用した所得金額調整控除額や、基礎控除の額（**48万円以外**に限る）を記載する欄が設けられました。

基礎控除 (所得控除)	<ul style="list-style-type: none"> 原則48万円（10万円引上げ） 合計所得金額2,400万円超は、額が逓減され、2,500万円を超えると0円
----------------	--

③ ひとり親、寡婦の記載欄

寡婦		寡夫	ひとり親
一般	特別		

ひとり親控除の創設と寡婦（夫）控除の見直しにより、記載欄が変わりました。**年末調整で改正後**の「寡婦」又は「ひとり親」に該当する場合に“○”を付します。

ひとり親控除 (所得控除)	一定の「ひとり親」に該当するときは、35万円を控除
寡婦控除 (所得控除)	「ひとり親」に該当しない一定の「寡婦」に該当するときは、27万円を控除

氏名	国籍	年齢	性別	生年月日	住所	職業	所得	基礎控除	所得金額調整控除	ひとり親	寡婦
山田太郎	日本	34	男	1987.01.23	東京都千代田区豊洲1-1-1	会社員	259	48	0	○	

年末調整で改正後の「寡婦」又は「ひとり親」に該当することになった場合に、「○」を付してください。

出典：国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf> 筆者加工

④ 改正前の寡婦等

改正前の「寡婦」、「特別の寡婦」又は「寡夫」に該当する**年末調整を行わない者等**については、③欄ではなく、「(摘要)」欄にそれぞれ、「旧寡婦」、「旧特別の寡婦」又は「旧寡夫」と記載します。

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票	
東京都千代田区豊洲3-1-1 豊が関マンション501号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
給与・賞与	21 850
(摘要)	旧特別の寡婦

改正前の「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する場合には、「(摘要)」欄に「旧寡婦」などと記載します。
 ※「寡婦」及び「ひとり親」欄には「○」を付さないでください。

出典：国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf> 筆者加工

⑤ 元号記載欄

受給者の生年月日の元号表記欄が、記載欄へと変わりました。当てはまる元号に“○”を付すのではなく、“明治”、“大正”“昭和”、“平成”又は“令和”と**漢字で記載**します。

受給者生年月日						
明	大	昭	平	年	月	日
元号				年	月	日

【参考】国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf>

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

